



障がいがあっても 「はたらく」 という選択肢を。



詳しくは
WEBサイトを
ご確認ください

QRコードからアクセス

就労移行支援とは

障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの一つです。原則24ヶ月の期間、ご利用できます。就労移行支援事業所は企業等で働きたい障害のある方に対して働くために必要な知識と、能力を高める場所です。

「リハス」の3つの強み

1



リハビリ職が常駐

2



企業経験豊富なスタッフ

3



個別の職業リハビリ

理学療法士又は作業療法士による医学的視点に基づいた職業リハビリと企業経験豊富なスタッフによるビジネストレーニングにより、他事業所にはない就労支援プログラムを提供しスムーズな一般就労を支援します。

就労移行支援の利用対象・利用期間

就労移行支援事業所は、医療保険・介護保険サービスとの併用が可能なサービスです。

年齢

18歳
～
65歳未満の方

障害者の区分

身体障害（脳卒中後の片麻痺、難病による運動麻痺等）、精神障害（高次脳機能障害による記憶障害、注意障害等）

その他

ご利用に際して障害福祉サービス受給者証が必要です。
利用料は公費使用により原則1割負担になります。
最長2年利用できます。
※生活保護、市町村民税非課税世帯の方は0円

支援プログラム例



タイムスケジュール



障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所 「リハス」東京大塚
脳卒中・身体障害専門就労支援センター

利用のご相談などはお気軽にお問い合わせください。

TEL.03-5944-5134

FAX: 03-5944-5135

電話受付時間 月～金 9:00～18:00

〒170-0004

東京都豊島区北大塚2-8-11 プログレスヒルズ5F

●JR山手線大塚駅から徒歩3分

●都電荒川線巣鴨新田駅から徒歩4分 ●地下鉄丸の内線新大塚駅から徒歩13分

運営会社：金沢QOL支援センター株式会社

